

令和 8 年第 2 回野辺地町議会

定例会会議録

招 集 年 月 日 令和 8 年 2 月 2 4 日 (火)

招 集 場 所 野辺地町議会議場

開会 (開議) 令和 8 年 3 月 6 日 (金) 午前 9 時 3 0 分

出席議員 (12 名)

1 番	横 浜 睦 成	2 番	高 沢 陽 子
3 番	木 戸 忠 勝	4 番	村 中 玲 子
5 番	五十嵐 勝 弘	6 番	戸 澤 栄
7 番	古 林 輝 信	8 番	中 谷 謙 一
9 番	野 坂 充	10 番	大 湊 敏 行
11 番	赤 垣 義 憲	12 番	岡 山 義 廣

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副	町 長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	小 野 淳 美
会 計 管 理 者	長	根 一 彦
総 務 課 長	高 山 幸 人	
企 画 財 政 課 長	西 舘 峰 夫	
防 災 管 財 課 長	木 明 裕 二	
産 業 振 興 課 長	上 野 義 孝	
町 民 課 長	富 吉 卓 弥	
介 護 ・ 福 祉 課 長	飯 田 貴 子	

健康づくり課長	木 明 修
建設水道課長	五十嵐 洋 介
建設水道課調整監	古 林 輝 樹
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	飯 田 満
学校教育課指導室長	濱 田 健 太 郎
社会教育・スポーツ課長	玉 山 順 一
中央公民館長兼図書館長 兼歴史民俗資料館長	二 木 智 徳
代表監査委員	駒 井 広

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田 中 利 実
議会事務局主幹	濱 中 太 一
総務課長補佐	七 島 良 嘉
総務課主幹	四 戸 俊 彰

議事日程（第5号）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第5号 | 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第2 | 議案第6号 | 令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第3 | 議案第7号 | 令和7年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第8号 | 令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第5 | 議案第9号 | 令和7年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第6 | 議案第16号 | 野辺地町職員等の旅費に関する条例案 |
| 日程第7 | 議案第17号 | 野辺地町職員等の旅費に関する条例の全部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例案 |
| 日程第8 | 議案第18号 | 野辺地町議会議員及び野辺地町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第9 | 議案第19号 | 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第10 | 議案第20号 | 野辺地町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第11 | 議案第21号 | 野辺地町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第12 | 議案第22号 | 野辺地町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第13 | 議案第23号 | 野辺地町過疎地域持続的発展計画の策定の件 |
| 日程第14 | 議案第24号 | 町道の路線認定の件 |
| 日程第15 | 議案第25号 | 町道の路線変更の件 |
| 日程第16 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦の件 |
| 日程第17 | 発委第1号 | 野辺地町議会災害対策条例案 |

- 日程第18 防災・減災対策に関する調査の件
- 日程第19 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

町長の提出議案 な し

議会の提出議案

発委第1号 野辺地町議会災害対策条例案

会議に付した議案

- 議案第5号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第10号）
- 議案第6号 令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第7号 令和7年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第8号 令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第9号 令和7年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第16号 野辺地町職員等の旅費に関する条例案
- 議案第17号 野辺地町職員等の旅費に関する条例の全部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 議案第18号 野辺地町議会議員及び野辺地町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第19号 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第20号 野辺地町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第21号 野辺地町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第22号 野辺地町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第23号 野辺地町過疎地域持続的発展計画の策定の件
- 議案第24号 町道の路線認定の件
- 議案第25号 町道の路線変更の件
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件

発委第 1 号 野辺地町議会災害対策条例案

◎開議の宣告

○議長（岡山義廣君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議案第5号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第10号）

○議長（岡山義廣君） 日程第1、議案第5号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

歳入歳出予算から地方債までの補正について、企画財政課長から説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） おはようございます。議案第5号は、令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第10号）であります。お手元の別冊予算書で説明いたします。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ3,000万円を減額し、予算の総額を84億800万円といたしました。

予算全般について、単に事業費の確定や決算見込みにより増減するものについては、各項目においての説明を省略させていただきます。

まず、歳入の主なるものについて説明いたします。予算書の18ページをお願いいたします。下段の14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目1節総務管理費補助金のデジタル基盤改革支援事業費は、地方公共団体情報システムの標準化等に関わる補助金ですが、補助上限額が引き上げられたことにより610万2,000円を増額いたしました。

3節戸籍住民基本台帳費補助金の振り仮名の法改正に伴う通知書作成事業費は、実績により88万1,000円減額し、すぐ下、次のページにあります社会保障・税番号制度システム整備費補助金（旧氏等表記）は、戸籍の附票及び住民票に旧氏とその振り仮名を記載するためのシステム改修に充てる分として305万8,000円を追加いたしました。

その下の7節地域未来交付金は、国の補正予算により創設されたもので、煮炊きと併せて暖房にも使用できるバーナーなど、防災備蓄品の整備に関わる634万2,000円を追加いたしました。

20ページをお願いいたします。中段の15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、4節児童福祉費補助金の学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金は、県で示した当町の交付限度額から、まず学校給食費無償化事業に充当して、それで余剰となった額を保育料無償化事業に充てることとしたもので、466万8,000円追加いたしました。

21ページに参りまして、下段の17款寄附金、1項2目1節指定寄附金は、ふるさと納税が59件、そのほか指定寄附金2件、合わせて130万3,000円のご寄附がありました。寄附の目的に沿った基金

に積み立て、活用させていただきます。

22ページをお願いいたします。18款繰入金、2項基金繰入金、5目1節役場庁舎建設基金繰入金は、令和6年度に借り入れた地方債の額及び条件が固まり、基金から繰入れすべき額が確定したことにより、1,479万7,000円を追加いたしました。

11目1節子育て支援基金繰入金は、対象としている子ども医療費などの実績見込みや学校給食費及び保育料の無償化事業に県補助金が充てられることになり、町の持ち出し分が減少したことなどから3,900万円減額いたします。

下段の21款町債は、総額で2,540万円減額いたしました。1項1目1節、避難所生活環境改善事業は、国の交付金事業により、煮炊きと併せて暖房にも使用できるバーナーなどの防災備蓄品の購入費の補助裏に充てるもので、630万円を追加いたしました。

23ページに参りまして、5目土木債、2節河川債の河川しゅんせつ事業は、県との協議の結果、対象外事業となったため、1,040万円全額減額いたします。それ以外の町債については、事業費の確定等により不用となる額を減額いたします。

続いて、歳出予算の主なものについて説明いたします。26ページをお願いいたします。下段の2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料の住民記録システム改修業務121万円及び1つ飛んで下の戸籍の附票システム改修184万8,000円は、住民票及び戸籍の附票に旧氏とその振り仮名を記載するための改修になります。

28ページをお願いいたします。7項安全安心まちづくり対策費、3目防災諸費、17節備品購入費の防災備蓄品は、煮炊きと併せて暖房にも使用できるバーナーなどの購入費として1,268万6,000円を計上いたしました。

30ページをお願いいたします。3款民生費、2項2目児童保育費、19節扶助費の1行目にあります教育・保育給付費は、公定価格改正などによる実績見込みにより4,270万6,000円を増額いたしました。

少し飛ばしまして、38ページをお願いいたします。38ページ下段の10款教育費、3項中学校費、1目野辺地中学校費、10節需用費は、燃料費及び光熱水費に不足が見込まれることから、合わせて145万1,000円を追加いたします。

39ページに参りまして、下段の5項保健体育費、7目学校給食共同調理場費、10節需用費の燃料費は、不足が見込まれることから47万円を追加いたします。修繕料8万9,000円は、蒸し器蒸気配管ほかの修繕に関わる補填です。

40ページをお願いいたします。12款1項公債費の1目元金及び2目利子の財源補正は、歳入の役場庁舎建設基金繰入金のところの説明しましたが、令和6年度に借り入れた地方債の額及び条件が固まり、今回基金から繰り入れるべき額を変更したことが表れているものです。

13款諸支出金、1項2目減債基金費は、近頃市場金利が上昇している状況にあり、現在町が利率見直し方式で借りている地方債について、利率上昇が示された場合などに繰上償還等できるように積み増しする方針としており、今回1,500万円を追加いたしました。

6目公共施設整備基金費は、公共施設の整備等に備えて積み立てるもので、5,000万円を追加いたしました。

12目子育て支援基金費は、子育て支援施策を継続的に実施していくため、2,500万円を追加いたしました。

41ページに参りまして、14款1項1目99節予備費は、今年度の大雪で災害救助法による屋根の雪下ろし費用への予備費充用が300万円余りありましたので、今回その補填として293万1,000円を追加いたしました。

予算書6ページにお戻りください。6ページの第2表、繰越明許費補正について説明いたします。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費の戸籍附票システム改修（旧氏記載機能改修）及び住民記録システム改修費は、戸籍の附票や住民票に旧氏等を記載するためのシステム改修であります。事業完了が令和8年度となる見込みであることから繰り越すものであります。

2款総務費、7項安全安心まちづくり対策費の避難所生活環境改善事業は、国の補正予算により創設された地域未来交付金を活用し、防災備蓄品を整備する事業であります。事業完了が令和8年度となる見込みであることから繰り越すものであります。

次、7ページから11ページまでは、第3表、債務負担行為補正であります。令和8年度当初から業務を開始するため、令和7年度中に契約行為を行い、滞りなく業務を進めるためのものとして67件を追加いたしました。

12ページをお願いいたします。12ページからの第4表、地方債補正は、追加が1件、変更が28件、廃止が1件であります。歳入で説明いたしましたが、事業費の確定または確定見込みなどにより、当該事業に充当する地方債の限度額を追加、変更、廃止するものであります。

また、限度額に変更がないものについても、令和7年度予算に計上しているものは、全て利率を年4%から年6%に変更いたします。これは、政府系資金や銀行などの貸付利率の上昇に対応する措置です。固定金利方式の政府系資金の利率は、令和7年5月に年1.5%であったものが、令和8年2月現在で年2.95%まで上昇しており、今後出納閉鎖時期の5月あるいはちょうど整備事業の1つである下町一ノ渡線第2期工事のような繰越しを予定している事業の完了時期、恐らく秋頃になりますが、その借入時期までに年4%を超えるおそれがあるため、今年年6%に変更するものです。その他の条件である起債及び償還の方法に変更はございません。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出予算の補正について質疑を行います。ページ数を言ってから質疑

願います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 21ページです。寄附金についてお伺いします。

野辺地町応援寄附金、それから元気のへじっ子応援とか項目が5つありますけれども、それぞれどのような使われ方をしているのか。また、こういう使い方をしましたよという使った内容を公表しているのかどうかお伺いします。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

ふるさと納税の指定寄附金、5つの応援事業ですけれども、上から3つ、野辺地町応援、それから元気のへじっ子応援、のへじ力UP応援につきましては、歳出の13款、ページ数でいうと40ページになります。こちらの3つの応援事業を合計しまして79万5,000円と、ふるさと納税ではない指定寄附金を合わせた合計が101万5,000円になりまして、13款1項5目のふるさとづくり基金費、こちらのほうに積立てすることで予算は計上してございます。こちらの使い道につきましては、それぞれの事業に充てる予定にしております。

それから、小学校建設応援事業、こちらにつきましては、同じく40ページの13款1項3目学校建設基金、こちらのほうに充てることになってございます。

最後の歴史・文化応援事業1万5,000円ですが、こちら40ページの13款1項4目文化財保護基金費、こちらの基金に積立てすることになってございます。それぞれの基金の目的に沿って事業へ充当することにしております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ご説明ありがとうございます。基金に積むということは理解できるのですが、それを使ったときに、今回この基金を使ってこういうことをやりました。この使った基金の中には、ふるさと納税でご寄附いただいた分も含まれておりますなどのアナウンスもすれば、寄附した方が、ああ、こういう使われ方したのだなというのが分かるかと思っておりますので、ぜひその辺も考慮いただければなと思っております。

続いて、38ページです。野辺地中学校費、先ほど燃料費、光熱水費の不足分が生じたということで、増額補正ということでもありますけれども、中学校はそうだったということですが、小学校は大丈夫だったのか。なぜ中学校だけこういう状況になったのか、その要因があれば教えてください。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） それでは、お答えいたします。

まず、当初予算で予算計上する際に、ここ数年の平均で予算見積りしておりましたが、今年の夏冬、それを上回るような形で燃料費が支出されたということになります。

小学校のほうは、同じような見積りをしておりましたが、若干余裕を持った見積りであったため、小学校は補正がされていないという状況でございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 小学校のほうは余裕を持って見積もった、中学校はぎりぎりであったということになるのかなと思うのですが、その違い、なぜそういう違いを判断して見積もったのかお知らせください。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） その辺の見積り方は、学校事務さんの共同の会議がありまして、統一するような形で進めておりますが、我々もその会議に出席していきますので、予算の見積り方について指導してまいりたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 40ページの諸支出金についてお伺いします。

先ほどちょっと説明を聞き逃したところもあったかと思うのですけれども、7目の役場庁舎建設基金で196万1,000円減額された理由というのは何だったのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

先ほど、その部分は説明しておりませんでした。この190万円ほど減額したのは、7年度の電源立地交付金の交付見込額が県から通知されまして、それをベースに、まず学校建設基金に8,000万円ぐらいもって行って、庁舎の分を差引きしたところ、今年の交付決定分が少し目減りしておりましたので、この分190万円をこちらの庁舎の基金から調整していました。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 28ページの2款3目防災諸費ですけれども、防災備蓄品のところなのですが、1,200万円ぐらいあるのですけれども、災害時にやっぱりトイレが一番困ると思うのですけれども、水洗トイレの清潔なトイレカーというのがいろんなところで導入されていますけれども、そういうトイレカーを検討されることはなかったのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） おはようございます。お答えいたします。

トイレカーにつきましては検討しておりましたが、7年に簡易トイレを相当数整備しておりますので、取りあえずといいますか、それで賄うということでも考えました。

トイレカーというのは、やはり他の自治体等も整備等していますので、今後の必要性等を検討しながら、導入に向けた検討もしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 23ページの町債の土木債の2節の河川債、しゅんせつ事業が1,040万円削減されて、事業が行われなかったということなのですけれども、これは国の補助事業になるのではないかなと思うのですけれども、対象にならなかった理由とかございますか。お知らせください。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

事業自体は実施されましたが、この事業について地方債を貸してほしいという協議を県としたところ、しゅんせつ、要するに川の底などを掘り上げる作業というのは、恒久的な建築物を造るような耐久性のあるような投資ではなくて、維持管理に属するものだということで、地方債の発行対象とならないのですよということを今年の県の担当のほうからはそういう説明で、貸していただけなかったということになります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 7ページであります。債務負担行為についてお伺いします。

令和8年度当初から実施できるようにということで債務負担行為を設定するということでもありますけれども、例えば下から4段目のプリンター購入とか、それから次のページの上から5段目ですか、フロアマットとかというのは、8年度分……

○議長（岡山義廣君） 赤垣君、今は歳入歳出の質疑ですから、そのときになったら質問してください。

○11番（赤垣義憲君） はい。

○議長（岡山義廣君） あとは、まとめて簡潔に質疑するようにお願いいたします。

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで歳入歳出予算の質疑を終わります。

続いて、繰越明許費から地方債までの補正について質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 大変失礼しました。申し訳ございません。債務負担行為についてです。令和8年度から、当初から使い始めるためということで説明をいただいていた債務負担行為についてですけれども、プリンター購入やフロアマットなど、8年度当初予算に盛り込んで、年度途中からでも使えるようにすればいいのかなと思うのですが、債務負担行為に計上した理由を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

プリンター購入につきましてですが、令和7年度末でリースアップするカラーコピー機の代わり

に導入するものでありますので、3月中に契約事務を行う必要があるということになります。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） フロアマットについてお答えいたします。

フロアマットは毎月リースしているものでありまして、その関係上、3月中にということでした。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 12ページ、13ページです。地方債の補正についてお伺いします。

先日地方債の件で質問したときに、政府系の金利は固定金利だという説明を受けたと記憶しておりますが、今回政府系の金利も変わる可能性があるということで説明を今いただきましたけれども、固定金利ではないということでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

先ほどの説明の中の言い始めのところ、固定金利方式の政府系資金が1.5から2.95に上がりますのでという説明をしました。なので、政府系については、変動も多分あるとは思いますが、あるいは満期一括償還でテールヘビーで最後に返すやつもあると思うのですけれども、今町のほうで借入れしている過疎とか緊急防災などについては固定金利方式を取って、こちらを活用しておるところです。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（岡山義廣君） 日程第2、議案第6号 令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補

正予算（第4号）を議題とします。

歳入歳出予算及び債務負担行為の補正について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） おはようございます。それでは、議案第6号 令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,067万8,000円を減額し、予算の総額を13億8,266万4,000円といたしました。

歳入の主なるものについてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項3目1節子ども・子育て支援事業費補助金は、歳出では1款総務費、2項1目賦課徴収費のシステム改修費の財源となりますが、執行残により37万4,000円減額しております。

4款県支出金、1項1目1節普通交付金の保険給付費については、実績見込みにより1億6,055万6,000円の減額、2節特別交付金については、内示額により保険者努力支援交付金及び特別調整交付金を差引きしまして、25万2,000円を増額しております。

次に、歳出の主なるものについてご説明申し上げます。なお、説明については、支出見込額の精査による減額したものとしますので、ご了承のほどお願いいたします。7ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項1目療養給付費及び3目審査支払手数料を合わせて1億4,436万9,000円減額いたしました。

続きまして、2項1目高額療養費では、負担金補助及び交付金を1,618万7,000円減額しております。

8ページ下段をお願いいたします。5款保健事業費、2項1目特定健康診査等事業費では、1節報酬から12節委託料を合わせて473万1,000円減額しております。

9ページの9款予備費は、財源調整のため545万7,000円を増額しました。

次に、3ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正につきましては、国保情報データベース保守業務委託のほか4件について、今年度中に契約を行い、令和8年度当初から滞りなく業務を進めるため設定するものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 令和7年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（岡山義廣君） 日程第3、議案第7号 令和7年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

歳入歳出予算の補正について、町民課長から説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） それでは、議案第7号 令和7年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ677万7,000円を追加し、予算の総額を2億2,417万4,000円といたしました。

歳入についてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料と2目普通徴収保険料は、収納見込みにより、合わせて1,069万3,000円を増額しました。

3款繰入金、1項2目保険基盤安定繰入金は、広域連合算定繰入金の確定により、394万5,000円減額しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目18節において保険料納付金及び保険基盤安定負担金を合わせ1,069万7,000円増額しました。保険料納付金と滞納繰越金は収納見込額の精査によるもので、保険基盤安定負担金の394万5,000円については繰入額の確定により減額するものです。

また、下段の保険料納付金（過年度分）の392万円の増額は、令和6年度保険料の負担金額の確定により精算するものとなります。

5款予備費は、財政調整のための減額であります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（岡山義廣君） 日程第4、議案第8号 令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

歳入歳出予算及び債務負担行為の補正について、介護・福祉課長から説明を求めます。

介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 議案第8号 令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

別冊の補正予算書をお願いいたします。既定の予算額から7,814万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,553万9,000円といたしました。

それでは、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料を1,933万8,000円増額いたしました。これは、特別徴収保険料と普通徴収保険料の現年度分及び過年度分の調定見込みによるものであります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金を1,479万4,000円減額いたしました。これは、介護給付費に係る国庫負担金分の負担割合に基づくもので、決算見込みにより減額いたしました。

同じく2項国庫補助金、1目調整交付金は514万円、4目保険者機能強化推進交付金108万9,000円を共に減額いたしました。各事業の決算額確定による減額であります。

7ページをお願いいたします。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金を計2,111万円を減額いたしました。これは、介護サービス給付費が見込みよりも減少したことによる減額であります。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金を1,062万6,000円減額いたしました。これは、介護給付費に係る県負担分に基づくもので、決算見込みにより減額しました。

7款繰入金、1項一般会計繰入金を計972万7,000円減額いたしました。これは、介護サービスの給付費や介護予防・生活支援総合事業費、また事務費等の負担分を決算見込みにより調整したものです。

8 ページに参りまして、同じく 2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金を 3,551 万 7,000 円減額し、財源を調整いたしました。

続いて、歳出についてご説明いたします。10 ページをお願いいたします。2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費を計 7,920 万円減額いたしました。これは、主にヘルパーの訪問介護と通所リハビリテーションや老人保健施設の入所に係る給付費が見込みより少なかったこと等により、全体として減額となったものであります。

続いて、11 ページをお願いいたします。5 款諸支出金、1 項基金費、1 目介護給付費準備基金費は、510 万 5,000 円減額いたしました。これは、12 ページの同じく 2 項償還金及び還付加算金、2 目償還金において調整しております。これは、令和 6 年度の地域包括支援センターのケアプラン作成の収入を実績に含めることになったことから、実績報告の差し替えが生じ、国庫及び県の補助金の返還が生じたためであります。

最後に、戻りまして 3 ページをお願いします。第 2 表、債務負担行為補正であります。債務負担行為は 8 件で、令和 8 年度当初から業務を開始するに当たり、令和 7 年度中に契約行為を行い、滞りなく業務を進めるためのものであります。

以上、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第 8 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号 令和 7 年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（岡山義廣君） 日程第 5、議案第 9 号 令和 7 年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

建設水道課長から説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） それでは、議案第9号 令和7年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第4号）について、別冊予算書でご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出の補正は、収入についての補正はございませんが、支出では1款1項営業費用2億5,735万1,000円を100万円増額し、2億5,835万1,000円といたしました。

2 項営業外費用2,125万6,000円から200万円減額し、1,925万6,000円といたしました。

3 項特別損失150万円から100万円減額し、50万円といたしました。

4 項予備費は、489万3,000円から200万円増額し、689万3,000円といたしました。

第3条、債務負担行為は、毎日水質検査業務委託ほか2件であります。令和8年度当初から業務を開始する必要があり、令和7年度中に契約行為を終了し、滞りなく業務を進めるためのものです。

補正の内訳は、補正予算説明書でご説明いたします。8ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の支出では、1款1項4目総係費、5目減価償却費など支出見込みに伴い、各項目を調整いたしました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 3ページなのですが、営業外費用の雑支出を200万円減額しているのですが、どういったところを抑えたのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 課長、保留しましょうか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） では、保留して、その他質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） では、ちょっと待っていきましょう。

建設水道課長……マイクなしでどうぞ。大きい声で。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） 消費税でございます。

○議長（岡山義廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号 野辺地町職員等の旅費に関する条例案

◎議案第17号 野辺地町職員等の旅費に関する条例の全部改正等に伴う関係
条例の整理に関する条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第6、議案第16号 野辺地町職員等の旅費に関する条例案及び日程第7、議案第17号 野辺地町職員等の旅費に関する条例の全部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例案を一括議題とします。

総務課長から説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 議案第16号及び議案第17号を一括でご説明いたします。

議案書1ページをお願いします。議案第16号は、野辺地町職員等の旅費に関する条例案であります。本案は、国の旅費法が抜本改正されたことに伴い、旧条例となります野辺地町職員等の旅費に関する条例につきまして全部改正を行い、新条例とするものであります。

主な内容についてご説明いたします。第1に、旅行役務提供者との契約制度の導入であります。3ページをお願いします。第2条第7号及び5ページから6ページの第3条第7項におきまして、旅行者等と旅行役務提供契約を締結し、町が旅行者に直接支払うことができる規定を新設いたしました。これは、旧条例にはなかった制度であります。

第2に、旅行命令等の発出要件であります。6ページをお願いします。第4条第2項におきまして、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができるとしています。

第3に、旅費の種目の抜本的見直しであります。8ページをお願いします。第6条におきまして、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費という10の区分に改めるものであります。

第4に、電磁的方法による請求手続の整備であります。9ページから10ページになります。第8条第5項及び第6項におきまして、旅費の請求書や資料を電子的に提出できる規定を設けました。ペーパーレス化とデジタル化を推進し、事務処理の効率化を図るものであります。

第5に、交通費の算定方法の具体化であります。10ページから14ページをお願いします。第9条から第12条におきまして、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費について、それぞれ具体的な算定方法を規定いたしました。交通手段ごとに実費弁償の考え方に基づいて整理したものであります。

10ページから11ページの第9条、鉄道賃におきましては、運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらに付随する費用を支給することとし、運賃の等級が区分された鉄道の場合は、最下級の運賃を上限とすることを規定しております。ただし、町長等が移動する場合には、最上級の運賃を上限といたします。

13ページから14ページの第12条、その他の交通費におきましては、第1項第1号に路線バス等の運賃、第2号にタクシー等の運賃、第3号に自家用自動車の賃料等を規定しております。このうち、第3号のただし書は、私用自動車の利用を想定しております。

第6に、宿泊に係る旅費の整備であります。第13条におきまして、宿泊費は原則として規則で定める基準額とする一方、特別な事情がある場合の規定を設けました。

14ページから15ページの第14条におきまして、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる包括宿泊費の規定を新設いたしました。これは、パッケージ旅行等に対応するための制度であります。

15ページの第15条におきまして、旅行中に宿泊した場合において、宿泊に伴い通常必要とする諸雑費に充てるものとして、宿泊手当を規定しております。旧条例の日当は廃止となり、これとは異なる概念として新設された旅費の種目であります。

第7に、旅費の支給額の上限であります。17ページをお願いします。第22条第1項におきまして、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、条例の規定により計算した額と、現に支払った額を比較し、いずれか少ない額を合計した額とすることを規定しております。これにより、実費弁償の原則を徹底するものであります。

第8に、旅費の返納規定の明確化であります。19ページ、第25条第2項におきまして、前項の規定による返納金を納付しない場合には、その後に支出する給与または旅費の額から差し引くことができる旨を規定し、旅費の適正な執行を確保するものであります。

この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

続いて、議案書23ページをお願いします。議案第17号は、野辺地町職員等の旅費に関する条例の全部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例案であります。本案は、議案第16号で新条例となる職員等旅費条例の全部改正に伴い、旅費に関する規定を有する関係条例8本について所要の整理を行うとともに、健康づくり推進協議会委員等の報酬額を規定するものであります。

改正の基本的な考え方は、次のとおりになります。各条例における旅費の種目を新条例に合わせて鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当に統一するものであり

ます。また、旅費の額につきましても、新条例第2条に規定する町長等または一般職に属する職員の例により計算した額とする形式に統一し、簡素化を図るものであります。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。32ページをお願いします。第1条関係は、野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります。議員の費用弁償を新条例の町長等の例により計算した額とし、別表を削除することで条例を簡素化いたします。

35ページをお願いします。第2条関係は、選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。選挙長等の旅費を一般職に属する職員の例により計算した額に改めます。

第3条関係は、野辺地町委員会委員等特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。36ページをお願いします。適用範囲となる委員等に健康づくり推進協議会委員、要保護児童対策地域協議会委員、健康のへじ21計画推進委員会委員を規定追加し、報酬額を日額4,200円と定めます。また、費用弁償を町長等の例により計算した額といたします。

38ページをお願いします。第4条関係は、野辺地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります。パートタイム会計年度任用職員の旅費を一般職に属する職員の例により支給することといたします。

第5条関係は、野辺地町学校医等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。39ページの第6条関係は、野辺地町児童福祉施設医師の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。第5条関係及び第6条関係とも、町長等の例により計算した額に改めます。

第7条関係は、野辺地町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正であります。従来の定額支給方式を改め、旅費として一体的に支給する形式に整理いたします。

40ページをお願いします。第8条関係は、野辺地町消防団条例の一部改正であります。一般職に属する職員の例により計算した額とし、団長及び副団長は町長等の例によることといたします。

この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

以上、議案第16号及び第17号につきましてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから2件を一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号及び議案第17号の2件を一括して採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号及び議案第17号の2件は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号 野辺地町議会議員及び野辺地町長の選挙における選挙運動の
公営に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第8、議案第18号 野辺地町議会議員及び野辺地町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長から説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 議案書41ページをお願いいたします。議案第18号は、野辺地町議会議員及び野辺地町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案であります。

本案は、公職選挙法施行令の改正等に伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額について所要の改正を行うものであります。

新旧対照表44ページをお願いします。第2条は、選挙運動用自動車の使用の公営に関する規定であります。候補者が選挙運動用自動車を無料で使用できる1日当たりの限度額を6万4,500円に引き上げるものであります。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続に関する規定です。町が事業者等に対して支払う公費負担の限度額について、次のとおり引き上げます。第1号は、一般運送契約による選挙運動用自動車の使用に対する1日当たりの限度額を6万4,500円に、第2号アは、選挙運動用自動車の借入契約に対する1日当たりの限度額を1万6,100円に、同号イは、選挙運動用自動車の燃料供給に対する1日当たりの限度額を7,700円に、46ページをお願いします。同号ウは、選挙運動用自動車の運転手の雇用に対する1日当たりの限度額を1万2,500円にそれぞれ引き上げます。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続に関する規定です。町がビラ作成業者に対して支払う選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の限度額を8円38銭に引き上げるものであります。

47ページをお願いします。第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続に関する規定です。町がポスター作成業者に対して支払う選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の限度額の算定基礎となる単価を引き上げます。

この条例は、公布の日から施行いたします。

議案第18号につきましてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

42分まで休憩します。

休憩（午前10時30分）

再開（午前10時40分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

◎議案第19号 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第9、議案第19号 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長から説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 議案書49ページをお願いいたします。議案第19号は、野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案であります。

本案は、青森県人事委員会勧告に準じて職員の宿日直手当及び通勤手当の額等を改めるため、所要の改正を行うものであります。

本条例は、第1条と第2条の2段階で改正を行います。新旧対照表54ページをお願いいたします。第1条関係は、宿日直手当の改正です。宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する宿日直手当について、1回につき4,700円を超えない範囲内において、規則で定める額に引き上げます。また、執務時間が通常の2分の1に相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務については、7,050円を超えない範囲内において規則で定める額に引き上げます。

55ページをお願いします。第2条関係は、通勤手当の改正であります。第2項第2号におきまし

て、自動車等を使用して通勤する職員の通勤手当について、使用距離に応じた区分別の定額制から6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額とする方式に改めます。

57ページをお願いします。第3項として、自動車等に係る通勤手当が支給される職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員について、駐車場等に係る通勤手当を新設いたします。支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で規則で定める額を支給いたします。そのほか通勤手当の合計額の上限調整、支給時期、返納等について所要の整備を行います。

52ページをお願いします。この条例は、公布の日から施行いたします。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行いたします。

なお、第1条の規定による改正後の規定は、令和7年4月1日から適用いたします。

議案第19号につきましてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号 野辺地町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

◎議案第21号 野辺地町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第10、議案第20号 野辺地町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び日程第11、議案第21号 野辺地町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例案を一括議題とします。

介護・福祉課長から説明を求めます。

介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） それではまず、議案第20号についてご説明申し上げます。

議案書59ページをお願いいたします。議案第20号は、野辺地町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案であります。

この条例は、介護保険法の規定に基づき、町が指定する地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めております。このたび、介護保険法の関連条文に合わせ、軽微な文言の修正や加除を行うものです。

新旧対照表でご説明申し上げます。64ページをお願いいたします。第2条2項を追加いたしました。

下段の第6条の次に、「（共生型地域密着型通所介護の基本方針）」を加え、続いて65ページに参りまして、上段に「前条の規定は、地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービスの事業について準用する」を加えました。ほかは、文言の修正や加除を行いました。

この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第21号についてご説明申し上げます。議案書67ページをお願いいたします。議案第21号は、野辺地町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案であります。

この条例は、介護保険法の規定に基づき、町が指定する地域密着型の介護予防のサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めております。このたび、先ほどの議案第20号と同様に介護保険法の関連条文に合わせ、軽微な文言の修正や加除を行うものです。

新旧対照表でご説明申し上げます。70ページをお願いいたします。第2条2項を追加いたしました。ほかは、文言の加除を行いました。

この条例は、令和8年4月1日から施行します。

以上、議案第20号、議案第21号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これからこの2件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから2件を一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号及び議案第21号の2件を一括して採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号及び議案第21号の2件は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号 野辺地町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第12、議案第22号 野辺地町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

建設水道課長から説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） 議案第22号についてご説明いたします。

議案書73ページをお願いいたします。議案第22号は、野辺地町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案であります。これは、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額の改正を行うため提案するものであります。

新旧対照表でご説明いたします。86ページから94ページをお願いいたします。野辺地町道路占用料等徴収条例、別表の現行占用料の改正案を記載の占用料に改めます。

この条例の施行日は、令和8年4月1日からといたします。

以上、議案第22号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号 野辺地町過疎地域持続的発展計画の策定の件

○議長（岡山義廣君） 日程第13、議案第23号 野辺地町過疎地域持続的発展計画の策定の件を議題とします。

企画財政課長から説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） 議案第23号 野辺地町過疎地域持続的発展計画の策定の件について説明いたします。

議案書95ページをお願いします。本議案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定に基づいて、令和8年度を開始期とする野辺地町過疎地域持続的発展計画を策定し、本議会の議決を経て定めたいので、提出いたしました。

本計画は、去る12月3日開催の議会全員協議会において事前に説明させていただきました。その際の議員の皆様からの指摘事項やパブリックコメント期間中の町の各課からの提案などを取りまとめ修正し、1月13日に県に協議したところ、2月2日に県から異議がない旨の連絡を受けております。

前回の説明と重複するところもありますが、その概要について、いま一度、別冊の計画案を用いて説明いたします。別冊の準備はよろしいでしょうか。本計画は、当町が人口減少の進む中、過疎地域の中にあっても、町民の皆様が住みやすいように利便性を維持し、地域活力のさらなる向上を実現し、持続的に発展していくことを目的に策定したものであります。

1枚めくった右側の目次をお願いいたします。目次の1、基本的な事項として、（1）、野辺地町の概況、（2）、人口及び産業の推移と動向をはじめ、（8）、公共施設等総合管理計画との整合までは、本文における1ページから17ページまでとなりますが、先般の全員協議会でその概要を説明しておりますので、省略させていただきます。

中ほどにある2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成からは、過疎法に基づき、当町が過疎地域であっても持続的な発展を目指すため、12の施策に関わる事項を記載しております。

少し飛びまして、18ページをお願いいたします。18ページの2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成は、人口減少が進んでいる中、将来的な移住者の増加を視野に入れ、移住、定住に向けた施策の実施による人の流れや交流人口の拡大、子育てしやすい環境づくりに取り組むなどを方針とし、中段から（1）、現況と問題点について、ア、移住・定住、イ、地域間交流、19ページをお願いします。ウ、人材育成といった項目ごとに洗い出し、中段の（2）にその対策や目的、目標を設定しています。

20ページに参りまして、（3）、計画では、表形式で、（2）、その対策で設定した目標に向かうために7つの事業を計画し、掲載しております。

21ページをお願いいたします。表の下、(4)、公共施設等総合管理計画等との整合ですが、本項目において施設整備に関わる事業、いわゆるハード事業が予定されていないことから、その旨を記載しております。

22ページに参りまして、3、産業の振興は、農林水産業、工業、商業、観光業が連携した取組を図ること等を方針としたほか、多様な働き方が求められている社会環境に対応するため、情報通信サービスの整備に向けた取組も方針に加えております。

(1)、現況と問題点及び25ページをお願いいたします。25ページにあります(2)、その対策については、農林業、水産業、商工業等の6つの区分にまとめ、22ページから26ページにかけて記載しております。

26ページに参りまして、下段からの(3)、計画の表には、予定事業として35事業を計画し、30ページにかけて記載しております。

30ページをお願いいたします。産業の振興に当たって、法人税や所得税における税制上の措置を適用するため、産業振興促進事項として、事項を本計画で定めておかなければならないことから、これを(4)として計画に記載しております。産業振興促進区域は、野辺地町全域、振興すべき業種は、国から示されている業種の全てを計画に盛り込み、税の特例を漏れなく受けられるようにしております。

31ページをお願いいたします。(5)、公共施設等総合管理計画等との整合ですが、施設の実情を考慮して改修や配置見直しの取組を進めることや、効率的な施設の維持管理、運営を図り、持続的な利活用を推進することなどを基本方針とし、町の施設管理計画に適合させています。

なお、この後もこの項目が随所に出てきますけれども、ここと同様に整合させておりますので、それぞれでの説明を省略させていただきます。

32ページに参りまして、4、地域における情報化ですが、あらゆる分野においてデジタル技術の利活用が加速している中、国の動向を注視しながら情報通信技術を積極的に活用し、町民の利便性向上、行政サービスの効率化を図っていくことを方針としました。

(1)、現況と問題点及び(2)、その対策ですが、近年頻発する自然災害等を鑑み、防災体制の情報化のさらなる推進に努めていく必要があり、誰もが安心して便利に高度情報化社会の恩恵を享受できるよう、情報化社会の正しい知識を広めていくことや、安全で適正な地域情報化社会を構築していくことのほか、DX推進などを挙げ、33ページをお願いいたします。目標に向かって3事業を計画しています。

34ページに参りまして、5、交通施設の整備、交通手段の確保は、道路等の交通体系の基盤整備や公共交通の維持存続を方針とし、(1)、現況と問題点及び(2)、その対策については、36ページにかけて道路・交通網、雪対策、公共交通の3つの区分とし、その対策、目標達成に係る予定事

業は、36ページ下段に（３）の計画とありますが、そこから39ページにかけて記載している54の事業を計画しております。

40ページに参りまして、40ページの6、生活環境の整備ですが、防災・減災等に対する取組の推進、多様かつ複雑化した災害に備えた体制づくり、快適な生活を送るための生活環境の整備等を方針とし、（１）、現況と問題点及び（２）、その対策については、44ページにかけて消防・防災、防犯・交通安全、景観・環境・廃棄物等の5つの区分に、またその対策及び目標達成に関わる予定事業は、（３）、計画として、45ページから46ページにかけて記載の18事業を計画しております。

48ページをお願いいたします。7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進ですが、安心して子育てできる環境づくりの推進、健康で活力ある地域社会の実現等を方針としています。

（１）、現況と問題点及び（２）、その対策は、51ページにかけて子育て支援・児童福祉、高齢者福祉、障がい者（児）福祉、保健・地域福祉の4つの区分とし、その対策や目標達成に関わる予定事業は、（３）、計画として、51ページから55ページにかけて記載の24事業を計画しております。

56ページに参りまして、8、医療の確保は、通院や緊急時搬送体制の充実強化、町民の利便性等を方針とし、（１）、現況と問題点、（２）、その対策及び（３）、計画については、次の57ページにかけて記載しており、対策や目標達成に関わる予定事業は3事業を計画しております。

58ページに参りまして、9、教育の振興ですが、令和7年2月に策定した第4期野地町教育振興基本計画に基づき、各施策を推進することを方針とし、（１）、現況と問題点及び（２）、その対策については、59ページにかけての学校教育、社会教育・スポーツの2つの区分とし、目標達成に関わる予定事業を（３）、計画とし、60ページから65ページにかけて記載の35事業を計画しております。

66ページに参りまして、10、集落の整備ですが、自治会組織の強化、集落支援員等の配置や交通弱者対策の検討等を方針とし、（１）、現況と問題点、（２）、その対策及び（３）、計画については67ページにかけて記載しており、対策や目標達成に関わる予定事業は2事業を計画しております。

68ページに参りまして、11、地域文化の振興等ですが、歴史、文化、民俗等の保護、活用、地域のすばらしさを後世に伝えること等を方針としております。

（１）、現況と問題点、（２）、その対策及び（３）、計画については69ページにかけて記載しており、対策や目標達成に関わる予定事業は7事業を計画しております。

71ページをお願いいたします。12、再生可能エネルギーの利活用の推進ですが、脱炭素社会の実現に向けた各種対策に取り組み、持続可能な脱炭素社会を目指すを方針とし、（１）、現況と問題点及び（２）、その対策については方針に沿ってまとめ、（３）の計画については、本計画の期間中に予定している事業がないため、現時点では掲載しておりません。

72ページに参りまして、これが最後の施策になります。13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項ですが、希少な動植物に着目し、その保護保全に取り組むことを方針としております。記載については、12の項目と同じですので、割愛いたします。

73ページをお願いいたします。ここからは、これまで説明しました12の施策における事業のうち、過疎地域持続的発展特別事業分、これは国の区分でいうところのソフト事業になりますが、そのソフト事業一覧としてまとめたものになります。

今後の事業実施に当たっては、毎年度の財政状況、緊急度、諸事情などを考慮し、総合的な判断の下、過疎地域として野辺地町が持続的に発展し、町民の皆様方の利便性の向上、またさらなる幸せのため、着実に事業を実施してまいりたいと考えております。

なお、本計画に変更や追加等がある場合は、基本的に議会にお諮りすることになります。例外として、軽微な変更とみなされるケース、これは項目の新規追加がなく、項目別の総事業費の一定の割合以内に収まる変更などが当たりますが、このような軽微な変更とみなされた場合は、議会にお諮りすることがなく変更できる場合があることを申し添えます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 23ページです。イの水産業、「当町の海面漁業形態は、ホタテガイの養殖漁業を中心に、小型機船底曳網や刺網等の漁船漁業となっています」と。「水揚量では、ホタテガイが全体の80%以上を占め、そのほとんどが漁業協同組合を通して系統出荷され、陸奥湾の伏流水の恩恵による独特の美味しさと3年間育成した貝柱の大きさを売りにして、首都圏や関西方面をはじめ日本各地に出荷されています」とあります。25ページのイも同じような感じに書いてあるのだけれども、これは令和8年度から10年度までの計画案に合致していないと思うのですけれども、これは訂正するのですか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

全員協議会のときに、水産業の現況について実態とちょっと違うのではないかということがあって、我々も点検させていただきました。担当課と相談したところ、この過疎計画自体が今後期の計画になります。なので、3、4、5、6、7のまず5年間があって、今8年から12年の後ろの5年間つくりましますけれども、その10年間における水産業の実態というところに目を置くと、書き方としてはこれでよいのではないかという検討結果になりまして、このように作成いたしました。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 56ページの医療の確保の件なのですけれども、現状と問題点のところでも、

「近隣の医療機関との一層の連携強化を図っていくことが求められています」と。その対策でも、その辺のところがうたわれてあるのですけれども、この「近隣」はどこまでを指しているのか。十和田市、三沢市までも入れた取組をしていくということなのかどうか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 副町長、答弁。

○副町長（江刺家利夫君） お答えします。

近隣といえば、七戸とか平内とか十和田とか、三沢とかいろいろあるわけですが、今野辺地病院のほうで近隣の地域の医療機関同士の様々な協議会のようなものをつくったりして、医療の充実というのを図っているというふうに聞いております。どういう部門、医療のどういうところを、どこの医療機関と連携して強化していくか、充実していくかとなれば、それぞれの分野において、近隣の定義も若干変わってくるのかなと思っていました。大体イメージとしては、ここに記載のとおりだと思います。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 町長、町民の命を守る立場にある町長ですから、この辺にどのぐらい自分の思いを持って取り組んでいかれるか、町長からお答え願います。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答えをいたします。

医療の件でございます。現在野辺地病院を中心として、上十三全域の病院が今1つにまとまっている、公立病院です。それに最近、ちびき病院さんも入っていただき、民間も入って、今まさしく手に手を取って、この地域が一体となって医療をどうしようかということで考え始めております。

まず最初は、人員の交流はもちろんのことですが、器械をどうやって買うかとか、薬を安く買うかというお話をしております。実際にもう今年、年度明けると十和田の中央病院から野辺地病院に人が入るということで、看護師なんかの行き来もかなりやってきました。それはもちろんこの地域と青森県との兼ね合いもありますので、県病がどのようにやっていくのか。それから、むつの病院がどういうふうになっていくのか。そして、上十三の病院が、十和田と三沢と頭が2つあるこの地域をどうやっていくかについては、それぞれの市長も考えていますし、病院長も皆さん考えておりますので、これからの医療について、野辺地病院はもちろんこれからますます発展していかなければならないことですので、地域の病院が皆手を取り合って、この地域の住民の健康を守るという強い思いで毎年会合を開いておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 町長のその思いは分かりました。病院だけに任せるのではなく、町長が先頭に立って町に開業医を呼ぶとか、そういうような行動も、町長先頭で行動で示していただくよう要望して終わります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 先ほどの町長の答弁についてお伺いします。

様々上十三で医療機関が話し合いをもう進めているということで、非常に期待するところでありませう。その医療機関、公立だったり私立だったりという病院関係の医療機関の人たちの会議というか、そういうところは理解するのですけれども、市長だったり、それから運営母体である事務組合等の管理者同士の会合等は進められているのか、どういった話で進んでいるのか。よろしければお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 今のこの過疎の発展計画の質疑をしていますので、それから外れていると思いますので、もうちょっと聞きたいところを簡潔に。もう一回いいですよ、どうぞ。

○11番（赤垣義憲君） 過疎に対応した医療機関の確保というところが今テーマになっているので、その確保の方法について、野坂議員からの質問だったり町長の答弁があったと私は認識しております。医療機関が連携しているというところを説明いただいたのですが、そういった取組がしっかりと見えてこない、この医療の確保というところが明確にならないと思ったので、質問させていただきました。外れているというのであれば、質問を取り下げます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 35ページのウの公共交通で、中段に高速バスは国際興業さんと弘南バスの民営の2社が野辺地駅から首都圏まで運行していますとあるのですけれども、これは今でも運行しているのですか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） 現状では2便ルートはあるのですけれども、今動いているのは1便と認識しております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） これは、ここに書いているとおり野辺地駅から出ているということですか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） 運行されていけば、旧N T T前と野辺地駅を通過して首都圏に向かうはずですが、そのうちの1便は今休んでいると認識しています。

○議長（岡山義廣君） そのほかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決しました。

◎議案第24号 町道の路線認定の件

◎議案第25号 町道の路線変更の件

○議長（岡山義廣君） 日程第14、議案第24号 町道の路線認定の件及び日程第15、議案第25号 町道の路線変更の件を一括議題とします。

建設水道課長から説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） 議案第24号についてご説明いたします。

議案書101ページをお願いいたします。議案第24号は、町道の路線認定の件であります。

議案書102ページをお願いいたします。新たに町道として認定する路線は、市内支線101号線の1路線となります。

議案書104ページが路線の位置図となっております。

続きまして、議案第25号についてご説明いたします。議案書105ページをお願いいたします。議案第25号は、町道の路線変更の件であります。

議案書106ページをお願いいたします。路線変更する町道は、中道線ほか2路線で、幅員及び延長が変更となりました。

議案書110ページから112ページは、各路線の位置図となっております。

以上、議案第24号及び議案第25号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岡山義廣君） この2件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） まず、路線認定の件についてであります。町道として認定する路線について、もともとは民間の、要は個人の道路だったのか、あるいは県とか国の道路だったのか、その辺りを教えてください。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） 町有地の路線であります。ここの路線については認定漏れであったということがありますので、よろしくお願いたします。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 議案第25号の路線の変更の件についてですが、道路の拡幅だったりということで新たに道路面積が増えるということで、その拡幅に伴って土地を確保しなければならないと思うのですけれども、この拡幅に必要な土地というのは民地なのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） 民地の場合もあります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 民地以外ということは、先ほどの説明の町有地だったところを道路として広げるといふところもあるのかなと思いますが、民地を使用して道路を拡幅するとすると、土地を購入なり、譲ってもらうなりということが必要になるかと思いますが、拡幅に必要な土地の取得に当たってかかる費用はどれぐらいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） 金額といいますと、基本的に固定資産の評価額等を基準にして考えております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 赤垣君、路線認定の件であれば、もう2回質問していますので、会議規則で2回までとなっております。まだこの件ですか。

○11番（赤垣義憲君） はい。今答弁で費用を伺ったのですが、費用を答えていただけていないので。

○議長（岡山義廣君） では、特別許可します。どうぞ。

○11番（赤垣義憲君） 答弁を求めます。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） 費用についてですが、今回の路線変更については、毎年道路台帳の点検をやっております。そちらの成果で出ているものでありますので、今回金額とか、そういう土地の費用については入っていません。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから2件を一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号、議案第25号の2件を一括して採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号及び議案第25号の2件は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件

○議長（岡山義廣君） 日程第16、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件を議題とします。

町長から説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） それでは、議案書113ページをお願いいたします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件であります。

次のページをお願いいたします。人権擁護委員の吉原有三氏の任期が令和8年6月30日をもって満了となることから、新たに田中穰氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、議会のご意見を求めるため提案するものであります。

田中氏の略歴につきましては、115ページから116ページに掲載しております。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑、討論を省略し、諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は適任と答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

◎発委第1号 野辺地町議会災害対策条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第17、発委第1号 野辺地町議会災害対策条例案を議題とします。

本案の趣旨説明を求めます。

赤垣委員長。

○防災・減災対策検証特別委員長（赤垣義憲君） 発委第1号 野辺地町議会災害対策条例案の趣旨説明を申し上げます。

防災・減災対策検証特別委員会は、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第13条第2項の規定によって、本条例案を提出いたします。

東日本大震災などを契機に、全国の多くの議会において、災害時等における議会及び議員が適切

な役割を果たすため、基本原則を定めております。本町議会としても、災害時等の基本理念を定めることによって、議会や議員の行動指針を共有し、町長等の災害復旧及び復興の取組を支え、町民福祉向上につなげるものであります。

議案書3ページをお願いいたします。第1条は、条例の目的として、災害時に被災町民の救援、災害復旧及び復興に議会及び議員が適切な役割を果たすための基本原則を定めることとしております。

第2条は、議会及び議員の災害対応に関する基本原則です。町長等が災害対応に専念できるよう、最大限の協力及び支援を行うこと。そして、町の災害復旧及び復興の取組を支えるため、国や県、関係機関等に適時的確な要望活動を行うこととしております。

第3条は、災害復旧及び復興に議会が適切な役割を果たすため、町長が災害対策本部を設置したときは、直ちに議会災対本部を設置するものであります。

第4条は、議会BCPの策定根拠を示しております。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

説明は以上となります。議員各位におかれましては、ご賛同くださるよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから発委第1号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎防災・減災対策に関する調査の件

○議長（岡山義廣君） 日程第18、防災・減災対策に関する調査の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

赤垣委員長。

○防災・減災対策検証特別委員長（赤垣義憲君） 防災・減災対策検証特別委員会における調査の経過及び結果について、その概要をご報告申し上げます。

本委員会は、「防災・減災対策に関する事項」を調査事項として、今日まで4回にわたり委員会を開催し、精力的かつ慎重に調査を進めてまいりました。

なお、第3回までの委員会の概要については、さきの定例会において中間報告を申し上げておりますので、今回は、第4回の委員会の概要について、ご報告申し上げます。

委員会は、2月17日に開催されました。委員3名が出席しました。

案件は、「野辺地町議会災害対応指針（案）」についてであります。また、「野辺地町議会災害対策支援本部設置要綱（案）」について、また「野辺地町議会業務継続計画の策定について」であります。

初めに、災害等の対応に関し、議会及び議員が準拠すべき方向性を定めるため、対応指針について委員間で協議いたしました。主な内容としては、議会は災害状況に応じ必要な体制を整え、町長等が行う災害対応に最大限の協力をを行い、議員は地域の一員として町民の安全確保と応急対応等に当たり、共助の取組が円滑に行われるよう努めることとしております。

次に、議会災害対策支援本部の設置に関する事務手続について、協議いたしました。この組織は、正副議長、議会運営委員長、各常任委員長で構成されます。

本定例会に提案いたしました「野辺地町議会災害対策条例案」が可決されましたら、「議会災害対応指針」「議会災害対策支援本部設置要綱」「議会業務継続計画」をそれぞれ策定いたします。

以上が本委員会の経過であります。

災害時等においても議決機関として、議会機能を維持させることもさることながら、災害発生時に地域を奔走した議員の善意の行動が、逆に災害対応全体に困難を生じる可能性もあることから、議員からの情報や要望を生きたものにするため、ルール化する必要があります。

以上のとおり、本報告をもちまして、本委員会の調査を終了させていただきたくお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（岡山義廣君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

防災・減災対策に関する調査を終了いたします。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（岡山義廣君） 日程第19、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第70条の規定によって、お手元に配りました所管事

務の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岡山義廣君） 日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（岡山義廣君） 以上で本定例会に付議されました事件の審議が全部終了しました。

町長から挨拶の申出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長（野村秀雄君） それでは、議長から発言の機会をいただきましたので、令和8年第2回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和8年度当初予算をはじめとする議案につきまして、御議決を賜り、誠にありがとうございました。

議員各位からいただきました各般にわたるご意見、ご提案などにつきましては、その対応に十分留意し、今後の町政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、当町におきましては、今冬、特に1月下旬からの大雪により、町民の皆様にはご不便、ご苦勞をおかけいたしましたことと存じます。そのような中、除排雪にご尽力いただいた事業者の皆様、地域で支え合ってくださいました町民の皆様に、この場をお借りして心より感謝を申し上げます。

最近では雪解けも進み、日差しに少しずつ春の気配を感じるようになりました。議員各位におかれましては、どうかご自愛いただき、町政発展のため、ますますご活躍されますことを祈念申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。

◎閉会の宣告

○議長（岡山義廣君） これをもって令和8年第2回野辺地町議会定例会を閉会します。

（午前11時32分）